

中小企業等 I T 利活用支援事業実施及び補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ウィズコロナ社会下で「非接触」や「三つの密の回避」などの「新しい生活スタイル」に対応した事業活動が必要となる中、中小企業等の I T 利活用を促進し、新たなビジネス展開に挑戦する企業を支援する「中小企業等 I T 利活用支援事業（以下「本事業」という。）」の実施及び補助金の交付に関し、本事業の事務局である、公益財団法人京都高度技術研究所（以下「当財団」という。）が必要な事項を規定するものとする。

(支援対象者)

第 2 条 本事業における支援対象者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 京都市内に主たる事業所又は事業拠点を有する中小企業等
なお、本事業における中小企業者は、別表 1 に掲げる法人又は個人とする。
- (2) 主たる事務所を京都市内に設けている中小企業等で構成する団体
- (3) 団体の構成員の半数以上が市内に事業所等を設けている中小企業等で構成する団体

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は、本事業の対象としない。

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第 2 条第 6 項第 4 号に規定するものを営む者を除く。）
- (3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (4) 市町村税を滞納している者。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (6) 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- (7) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (8) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる者
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (10) 購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(5)から(9)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (11) (5)から(9)まで((10)の場合を除く。)のいずれかに該当する者を購入契約その他の契約の相手方とした場合に、当財団が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者

(I T利活用プラン申請書兼専門家派遣申込書の提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、 I T利活用プラン申請書兼専門家派遣申込書（以下「申込書」という。）（第1号様式）に、別に定める募集要領に掲げる必要書類を添えて、当財団に提出するものとする。

- 2 当財団は、第1項に規定する申込書を受け付けたときは、事業内容及び専門家派遣の可否について審査し、申込が到達してから20日以内に採択決定通知書（第2号様式）又は不採択決定通知書（第3号様式）により、支援対象者に通知する。
- 3 当財団は、採択決定通知書を通知した支援対象者に対し、別に定める専門家派遣要領に基づき、専門家を派遣する。

(支援対象期間)

第4条 支援の対象となる期間は、第3条第2項に規定する採択決定日から令和3年3月1日までとする。

(補助の額)

第5条 支援対象者が申請する補助金交付申請額の上限は200万円とし、補助率は補助対象経費の4分の3以内とする。なお、補助金の額は、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、別表2に掲げる経費とする。

(交付の申請)

第7条 第3条第2項に規定する採択決定通知を受け専門家派遣が終了した後、補助金の交付を受けようとする支援対象者は、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）（第4号様式）に当該派遣に係る専門家からの意見書（第5号様式）及び別に定める募集要領に掲げる書類を添えて、当財団に申請する。

（交付の決定）

第8条 当財団は、前条に規定する交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定した場合は、申請が到達してから20日以内に交付決定通知書（第6号様式）又は不交付決定通知書（第7号様式）により、支援対象者に通知する。

（事前着手）

第9条 支援対象者は第8条に規定する交付決定通知日以前に本事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、次の各号に該当する場合で、補助金交付決定前に事業着手する必要があると認められるときは、事前着手届（第8号様式）を当財団に提出することにより、第7条に規定する申請書の提出日以降（提出日を含む）に限り、事業に着手することができる。

- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるもの
- (2) 事業の実施に当たり、特に長期間を要するもの
- (3) 早期着手により、事業費の増額の防止が予想できるもの
- (4) 他の事業に関連し、早期着手する必要があるもの

（変更等の申請）

第10条 第8条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、計画書の内容を変更しようとする場合には、速やかに変更承認申請書（第9号様式）を当財団に提出しなければならない。ただし、次の各号に規定する軽微な変更の場合を除く。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 経費の変更が総事業費の3分の1以内の増減で、かつ補助金額の変更が3分の1以内の減額であるもの

2 当財団は、前項に規定する変更の申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、当該変更を承認し、変更承認通知書（第10号様式）により、補助対象者に通知する。

（中止又は廃止の届出）

第11条 補助対象者は、本事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ計画中止（廃止）承認申請書（第11号様式）を当財団に提出し、承認を得なければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、事業の完了日から20日を経過した日、又は令和3年3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（第12号様式）に別に定める募集要領に掲げる書類を添えて、当財団に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 当財団は、前条による報告を受けた場合は、その内容を審査し、本事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額決定通知書（第13号様式）により補助対象者に通知する。

(補助金の支払)

第14条 補助金の支払は、補助金の額を確定した後に、補助対象者が指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。

(概算払の手続)

第15条 前条の規定に関わらず、補助対象者から、所定の様式による請求があるときには概算払を行うことができる。ただし、概算払の対象となる費用は、補助対象者が既払のものとする。

2 概算払の回数は本事業期間中1回とし、その金額の上限は、交付予定額の1/2とする。

3 補助対象者は、概算払の請求をする場合には、「概算払請求書（第14号様式）」に第12条に規定する実績報告書を提出する際に添付する書類と同様の書類を添えて、当財団へ提出するものとする。

4 前項で規定する概算払請求書及びこれに付した書類を受理した当財団は、内容を確認し、適正な請求と認められる場合は、補助対象者指定の金融機関口座に振り込むものとする。

(財産の管理等)

第16条 補助対象者は、本事業による取得財産等について、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、取得財産等について、当財団が定める期間は処分してはならない。また、当財団が定める期間を経過する前に取得財産等を処分することにより収入があったときは、当財団に書面で報告し、当財団の請求に応じその収入の一部を当財団に納付しなければならない。

(財産の処分制限)

第17条 前条第2項に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月5日通商産業省告示第360号)に準じるものとする。

- 2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、取得財産等処分承認申請書(第15号様式)を当財団へ提出し、承認を得なければならない。

(関係書類の整備)

第18条 補助対象者は、補助事業等に係る経費の支出を明らかにした書類を整備し、5年間保存しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の規定による書類の整備に当たっては、補助事業等と補助金等の交付の対象とならない事務又は事業とを明確に区分することができるようにしなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第19条 当財団は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、交付予定額もしくは確定交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱又はこれに基づく交付条件もしくは当財団の指示に違反したとき
- (2) この要綱に基づいて提出された書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 補助金を使用せず、又は補助金の交付の目的に反して使用したとき
- (4) その他不正があったとき

(その他必要な条項)

第20条 この要綱に規定するもののほか、事業の実施に関し必要な事項は当財団が別に定める。

附 則

この要綱は決定の日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

業種・組織形態	補助対象者
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
③サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
医療法人、社会福祉法人、学校法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種区分に基づき、主たる業種に記載の従業員以下の者
特別の法律によって設立された組合またはその連合会	上記①～⑧の業種区分に基づき、主たる業種に記載の従業員以下の者
財団法人（一般・公益）、	上記①～⑧の業種区分に基づき、主たる業種に記載の従業員以下の者
社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種区分に基づき、主たる業種に記載の従業員以下の者
特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、主たる業種に記載の従業員以下の者

別表 2（第 6 条関係）

費用区分	内容
I T システム導入費	システム導入費、ホームページ（web サイト）制作費、システム開発費 等
機器等購入費	ハードウェア、ソフトウェア等の購入費用
印刷製本費	システムを使用するための社員向け研修資料、マニュアル等作成費用、パンフレット・リーフレット等の作成費用 等
その他費用	広告料 等

※国府等の実施する他の補助事業で申請済もしくは申請予定の経費は対象外となります。

対象経費とならない経費

支援対象者の人件費、システムの保守管理経費（ハードウェアのリース経費含む）、通信費、公租公課（消費税等）、飲食・接待費、振込手数料、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用

IT利活用プラン申請書兼専門家派遣申込書

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所在地
名称
代表者 役職名
氏 名 ⑩
電 話

中小企業等IT利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業者の概要

※（1）、（2）のいずれか該当する欄を記載してください。

（1）中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等

業種	業
資本金	円
従業員数	人（社）

※ 資本金欄は、該当無い場合は空欄で構いません。

（2）中小企業等で構成する団体

主たる事務所の住所	
構成員数	人（社）
	うち、市内に事業所等を設けている構成員数 人（社）
設立目的	

2 I T利活用における課題・今後のプラン

(1) I T化を見据えた事業活動の課題

--

(2) 課題解決に向けた今後のI T利活用プランの内容を該当事項にチェック願います。
(複数回答可)

① 基幹システムの構築	
☐	顧客対応、生産管理の基幹システムの構築
☐	決済、債権管理の基幹システムの構築
☐	資材や物品等の調達・供給・在庫・物流管理に係るシステムの構築
☐	テレワークの導入
☐	その他 ()
② 販路の拡大	
☐	E Cサイトの構築
☐	動画を掲載したWEBサイトの構築
☐	キャッシュレス決済システムの導入
☐	その他 ()
③ 新たなビジネスモデルの構築	
☐	バーチャル展示場の構築
☐	V Rを活用したシステムの構築
☐	オンラインによる取引サービスシステムの構築
☐	その他 ()

(3) 上記(2)のプランの詳細について何かあれば記載してください。

--

(4) 専門家に相談したいこと

--

3. IT利活用に関する他の補助事業への申請状況

補 助 金 名	
☐	IT導入補助金【国】
☐	京都市中小企業等緊急支援補助金【京都市】
☐	スタートアップによる新型コロナ課題解決事業補助金【京都市】
☐	その他()

※他の事業で申請済もしくは申請予定の経費は対象外となります。

ただし、他の事業で申請した事業及び内容が、今回申請する事業及び内容と重複しない場合は、チェックを入れないでください。

4 添付書類

- (1) 法人登記事項証明書（発行後3ヵ月以内のもの）【法人のみ】
- (2) 開業届（税務署受領済の控え）【個人のみ】
- (3) 支援対象者の事業内容がわかるもの（定款、規則、会則及び会社パンフレット等）
- (4) 法人等については直近1期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）、個人事業者については直近1期分の確定申告書
- (5) 直近年度分の市民税、固定資産税（土地・建物のみ）及び都市計画税の市税に関する納税証明書（発行後3ヵ月以内のもの）
※令和2年1月1日時点住所が京都市外の場合、他市町村の発行する納税証明書

【個人情報の取扱いについて】

個人情報に関する取り扱いは、当財団が定める個人情報保護方針、取扱いに準拠します。

詳しくは、<http://www.astem.or.jp/privacypolicy> を御参照ください。

なお、本申請書記載の個人情報に関する利用目的等については下記に記載しております。必ず御確認ください。

1. 個人情報の利用目的

本申請書及び本事業において知り得た貴殿の個人情報は次の目的で使用します。

① 本事業の審査を行う目的で、名簿等の資料作成に使用します。また本事業に関する各種連絡に使用します。

② 本事業終了後、当財団が実施する各種事業に関する御案内の送付に使用します。

2. 個人情報の提供について

本事業は、京都市の補助事業であるため、実施内容の詳細を京都市へ報告する義務があります。そのため、京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室に事業報告書等として提供します。なお、それ以外では、法令に基づく場合を除き第三者に貴殿の個人情報を提供することはありません。

3. 個人情報の委託について

本事業を遂行するため、委託契約書を締結した法人・団体又は委員就任承諾書を提出した審査委員へ必要な個人情報を委託する場合があります。

4. 利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを御希望の場合

御提供いただきました個人情報に関して、利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを希望される場合には、御利用者本人の要求であることを確認したうえで、所定の手続により、合理的な期間及び範囲で御希望に応じます。下記の問合せ先へ御連絡ください。

5. 個人情報の御提供は任意ですが、業務の性格上、申請書の情報の全部又は一部を御提供いただけない場合は、申請を受理できない場合があります。

6. 個人情報の管理責任者とお問合せ先

公益財団法人京都高度技術研究所 個人情報管理責任者： 総務部長

お問合せ先： 公益財団法人京都高度技術研究所 総務部

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 番地

Tel：075-315-3625（代）（受付時間：平日<月～金※祝祭日を除く> 9：00～17：00）

Fax：075-315-3614 E-mail：info@astem.or.jp URL：http://www.astem.or.jp

上記「個人情報の取扱いについて」同意し、以下のとおり申告します。

（該当する部分に☒してください。全ての項目に☒がある方が申請可能です。）

☐ 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

☐ 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）ではありません。

☐ 申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。

（記名押印又は署名）

社名・団体名

代表者(職)・氏名



※自書の場合は押印不要

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛

公益財団法人京都高度技術研究所
理事長 西本清一

採 択 決 定 通 知 書

年 月 日付けで提出のありました中小企業等IT利活用支援事業に係るIT利活用プラン申請書兼専門家派遣申込書について、内容を審査し、下記のとおり決定いたしましたので、中小企業等IT利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第3条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|------|----------------------------------|
| 1 | 審査結果 | 採択 |
| 2 | 備 考 | 後日、当財団又は業務委託先より専門家派遣に係る連絡をいたします。 |

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛

公益財団法人京都高度技術研究所
理事長 西本清一

不採択決定通知書

年 月 日付けで提出のありました中小企業等IT利活用支援事業に係るIT利活用プラン申請書兼専門家派遣申込書について、内容を審査し、下記のとおり決定いたしましたので、中小企業等IT利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第3条の規定により通知します。

記

審査結果 不採択

第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所 在 地
名 称
代 表 者 役職名
氏 名 ⑩
電 話

補 助 金 交 付 申 請 書

中小企業等 I T 利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第 7 条の規定により、補助金の
交付を申請します。

1 事業の内容（実施する事業の詳細な内容を記載してください。）

(実施する事業の詳細な内容を記載してください。)

2 事業実施（予定）期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 I T利活用に関する他の補助事業への申請状況

補 助 金 名	
☐	I T導入補助金【国】
☐	京都市中小企業等緊急支援補助金【京都市】
☐	スタートアップによる新型コロナ課題解決事業補助金【京都市】
☐	その他（ ）

※他の補助事業で申請済又は申請予定の経費（補助金と自己負担金の合計）がある場合は、「4 収支予算書」の「他の補助事業」欄に経費内訳を記載してください。他の補助事業で申請済又は申請予定の経費は本事業対象経費とすることはできません。

4 収支予算書 (D) = (A) - (B) - (C)

事業 経 費	経費内容	経費全体額	他の補助事業		本事業対象 経費
			補助金	自己負担額	
	I Tシステム 導入費				
	機器等購入費				
	印刷製本費 その他				
	合 計	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円

※収支予算書は公租公課（消費税及び地方消費税額等）を除外して記載してください。

5 補助申請額

(D) 円	× 3 / 4 =	(E) 円
-------	-----------	-------

補助申請額：(E)または200万円のうち低い額

※千円未満切捨

(補助申請額)

円

6 添付書類

- (1) 意見書（第5号様式）
- (2) 見積書等、経費のわかる書類

第5号様式（第7条関係）

専門家からの意見書

申請者の氏名又は 名称及び代表者の氏名	
1. 当初の I T利活用プラン内容	
2. 協議・検討した I T利活用プラン内容	
3. 専門家としての意見	
4. その他（事業を実施する上での留意点等があれば記載してください。）	

上記の内容が適当であることを申し添えます。

所属・部署名称			
担当者氏名	職	氏名	印

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

公益財団法人京都高度技術研究所
理事長 西本清一

交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました中小企業等IT利活用支援事業に係る補助金交付申請書について、内容を審査し、下記のとおり交付することに決定しましたので、中小企業等IT利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付決定（予定）金額 金 円

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

公益財団法人京都高度技術研究所
理事長 西本清一

不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました中小企業等 I T利活用支援事業に係る補助金交付申請書について、内容を審査し、不交付とすることに決定しましたので、中小企業等 I T利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所在地

名称

代表者 役職名

氏 名

⑨

電 話

事前着手届

年 月 日付けで申請しました中小企業等IT利活用支援事業補助金について、
交付決定前に事業に着手しますので、中小企業等IT利活用支援事業実施及び補助金交付
要綱第9条の規定により届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定を受けた補助金額が
交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 事前着手の理由

2 着手（予定）年月日

年 月 日

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所在地

名称

代表者 役職名

氏 名

印

電 話

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付けで交付決定のあった中小企業等IT利活用支援事業補助金につきまして、別紙のとおり事業内容を変更するため、中小企業等IT利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第10条に基づき申請します。

記

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由

第10号様式（第10条関係）

年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛

公益財団法人京都高度技術研究所
理事長 西本清一

変 更 承 認 通 知 書

年 月 日付けで変更承認申請のありました中小企業等IT利活用支援事業補助金につきまして、下記のとおり承認することに決定しましたので、中小企業等IT利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

変更交付決定（予定）金額 金 円

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所 在 地
名 称
代 表 者 役職名
氏 名 ⑩
電 話

計画中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった中小企業等 I T 利活用支援事業補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）するため、中小企業等 I T 利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第 1 1 条に基づき申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期 年 月 日

第 1 2 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所 在 地

名 称

代 表 者 役職名

氏 名

⑩

電 話

実 績 報 告 書

年 月 日付けで交付決定のあった中小企業等 I T 利活用支援事業補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、中小企業等 I T 利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第 1 2 条に基づき報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助対象経費 金 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付資料

（１）業者からの納品内容等を確認できる書類（契約書、納品書等）の写し

（２）経費の支払いを確認できる書類（領収書、振込書等）の写し

（３）事業の実施内容を確認できる書類・写真等

（４）その他、必要と認める資料

第13号様式（第13条関係）

年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

公益財団法人京都高度技術研究所
理事長 西本清一

補助金交付額決定通知書

中小企業等IT利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 備考 速やかに請求書を提出してください。

第14号様式（第15条関係）

年 月 日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所在地

名称

代表者 役職名

氏 名

印

電 話

概 算 払 請 求 書

年 月 日付けで交付決定のあった中小企業等IT利活用支援事業補助金について、中小企業等IT利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第15条に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1	交付決定額	金	円
2	今回請求額	金	円
3	残 額	金	円
4	理 由		

第15号様式（第17条関係）

年 月 日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

所在地

名称

代表者 役職名

氏 名

⑨

電 話

取得財産等処分承認申請書

年 月 日付けで交付額決定通知を受けた中小企業等IT利活用支援事業により取得した財産を処分するため、中小企業等IT利活用支援事業実施及び補助金交付要綱第17条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取得財産の種類

2 取得年月日 年 月 日

3 交付額決定額 金 円

4 処分の理由

5 添付書類

(参考様式)

請 求 書

金 額			百	十	万	千	百	十	円
-----	--	--	---	---	---	---	---	---	---

ただし、「中小企業等 I T利活用支援事業補助金」として

上記の金額を請求します。

年 月 日

公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 様

請 求 者

所 在 地
名 称（法人名）
代 表 者 役 職 名
氏 名



本書の金額は、下記口座に振込願います

口 座 開 設 場 所 お よ び 預 金 種 別	銀 行 信用金庫	支 店	普通 当座	第 号
口 座 名 義	(フリガナ)			